

2005年7月15日

関係各位

財団法人 日本サッカー協会
審判委員会

オフサイドの適用について（連絡）

「2005年競技規則の改正」におけるオフサイドの解釈について、下記のとおり整理しました。それぞれの協会、連盟などで、加盟クラブ、チーム、審判員などの関係者への連絡をお願いいたします。

記

●オフサイドの適用についてのFIFAからの指示

オフサイドポジションの競技者が次のような行動で積極的にプレーに関わったと主審が判断したときオフサイドの反則とする。

1 プレーに干渉した・・・実際にボールをプレーするかまたはボールに触れる。

- 相手競技者への干渉が考えられないケースでは、副審はプレーへの干渉のみを考えて競技者がボールをプレーするか、触れるまで旗を揚げることを待つ。
- これまで、その競技者のプレーへの干渉が明らかであると副審が考えたときに旗は揚がっていた。

2 相手競技者に干渉した・・・ボールの進む方向に位置して、動く、プレーのそぶりをして、相手の視線を遮る、相手の動きを邪魔する、相手を欺く、相手を惑わせる。

- オフサイドポジションの競技者の位置や動きが相手競技者のプレーに影響を与えている、と副審が判断したとき旗を揚げる。
- オフサイドポジションの競技者が単にボールを追うことは、プレーではない。また守備側の競技者が単に相手を追走することは、自然の行動であり、オフサイドポジションの競技者が影響を与えていているわけではない。
- オフサイドポジションの競技者が相手の動きを妨害したり、惑わせたりするような動きをした場合に相手競技者を干渉したと判断する。

3 オフサイドポジションにいたことで利益を得た・・・相手守備者、GK、ゴールポスト、クロスバーなどからボールが跳ね返ってオフサイドポジションの競技者にわたる。

* 上記の条件でオフサイドの反則が成立するが、個別に反則が起こる機会は大変に少ない。プレーの中ではこれらの状況が複合的に起こり、特に①と②のケースが同時に起こっていることが多い。したがって、副審の旗を揚げるタイミングはさまざまであることを理解されたい。

以上